

訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション NICO

訪問看護ステーションNICO

訪問看護重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上のご注意いただきたい事項を次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 株式会社 ASXEED
- (2) 法人所在地 和歌山市有家 377 番 7 号
- (3) 電話番号 073-499-5185
- (4) 代表者氏名 林 佳亮
- (5) 設立年月日 平成 30 年 9 月 5 日

2. 利用施設

- (1) 事業の種類 訪問看護ステーション
- (2) 目的と基本方針
訪問看護の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
- (3) 事業所の名称 訪問看護ステーションNICO
- (4) 事業所の所在地 和歌山市有家 377 番地 7 号
- (5) 電話番号 073-499-5185
- (6) FAX 番号 073-499-5186
- (7) 管理者氏名 林 佳亮
- (8) 開設年月日 平成 30 年 11 月 1 日
- (9) 職員配置 (令和 6 年 6 月 1 日より変更)

職 種	職員数
管 理 者	1 人
看護職員	3 人以上 (常勤換算方法で 2.5 人以上)
理学療法士等	1 人以上

(10) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (日曜と国民の祝日、12月30日～1月3日は除く)
営業時間 (受付時間)	午前9時00分～午後6時00分

(11) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので緊急時などは、時間外でも訪問いたします。

3. 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・症状の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

4. 利用料金

(1) 利用者から介護保険法の規定に基づく自己負担金額を徴収致します（別紙参照）

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂き、要介護認定を受けた後に自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、「居宅サービス契約書」が作成されていない場合にも「償還払い」となり、当事業所より「サービス提供証明書」を交付した後、自己負担額を除く金額が介護保険より支払われます。

(3) 介護保険適用外のサービス

種類	内容	利用料
交通費	サービス提供地域以外の地域を訪問する場合	・実施地域を超えた地点半径10km未満の地域 片道500円 ・実施地域を超えた地点半径10km以上の地域 片道1,000円
コピー費用	サービス実施記録等のコピーを希望された時はお渡しします。	1枚につき10円

5. サービス提供実施区域

和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、岬町

6. キャンセル料

利用者の都合により、サービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。但し、利用者の病状の急変等やむを得ない事情の場合、又は介護予防訪問看護の場合は不要です。

サービス提供日の前日15時までに連絡いただいた場合	無料
サービス提供日の前日15時を過ぎて連絡いただいた場合	利用料の半額をいただきます。

7. 利用料のお支払方法

毎月、10日に前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払ください。お支払いただきますと、領収証をお渡しします。

お支払方法は、「引落」、「振込」、「現金払い」の中からご契約の際にお選びいただきます。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

《受付》 月曜日～土曜日 9:00～18:00

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問看護契約を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

9. 相談・苦情の受付について

(1) 事業所内受付機関

○相談・苦情解決担当者 （責任者：林佳亮）

○相談・苦情受付窓口担当者 （責任者：林佳亮）

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

電話番号 073-499-5185

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

和歌山県国民健康 保険団体連合会	所在地	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館
	受付時間	9:00～18:00（土・日・祝・年末年始除く）
	電話番号	073-427-4662
	F A X	073-427-4674
和歌山市役所 介護保険課	所在地	和歌山県和歌山市七番町23番地.
	受付時間	8:30～17:00（土・日・祝・年末年始除く）
	電話番号	073-435-1190
	F A X	073-435-1296
	所在地	
	受付時間	
	電話番号	
	F A X	

10. 秘密保持

- (1) 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
- (2) 職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

11. 個人情報の保護

- (1) 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- (2) 個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止法に関する事項

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する訪問看護サービスの提供により万一事故が発生した場合には、速やかに市町村・医療保険者・当該利用者のご家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を整備します。
- (3) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. その他の事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- (2) 看護師等は年金管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。
- (3) 看護師等は、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されております。
- (4) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。

16. サービス提供の責任者等

サービス提供責任者（管理者、サービスを提供する主な看護師）は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

氏名：林 佳亮

連絡先（電話） 073-499-5185

17. 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

【別紙】訪問看護利用料

(1) 介護保険 (1単位=10.42円(地域区分6級地))

◎訪問看護利用料(上:要介護単位、下:要支援単位)

時間	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1. 所要時間 20分未満	314単位	328円	655円	982円
	303単位	316円	632円	948円
2. 所要時間 30分未満	471単位	491円	982円	1,473円
	451単位	470円	940円	1,410円
3. 所要時間 30分以上1時間未満	823単位	858円	1,716円	2,573円
	794単位	828円	1,655円	2,482円
4. 所要時間 1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,176円	2,351円	3,527円
	1,090単位	1,136円	2,272円	3,408円

※准看護師による訪問看護を提供した場合、所定単位数の90%を算定します。

※サービス提供開始時間が、早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)帯の時は25%、
深夜(22:00~翌6:00)帯は50%が加算されます。

※20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合に適用となります。

※1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、
1回につき所定単位数の90%を算定します。

◎理学療法士等による訪問看護利用料(上:要介護単位、下:要支援単位)

時間	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1. 所要時間 20分	294単位	307円	613円	919円
	284単位	296円	592円	888円
2. 所要時間 40分	588単位	613円	1,226円	1,839円
	568単位	592円	1,184円	1,776円
3. 所要時間 1時間	794単位	828円	1,655円	2,482円
	426単位	444円	888円	1,332円

※サービス提供開始時間が、早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)帯の時は25%、
深夜(22:00~翌6:00)帯は50%が加算されます。

※理学療法士等による訪問看護は、1回当たり20分以上とし週に6回を限度として訪問できます。

※事業所で理学療法士等の訪問回数が、看護職員の訪問回数を超えた場合は8単位/回の減算、
介護予防訪問看護で理学療法士等による訪問が12カ月を超えて訪問する場合は15単位/回の
減算となります。

◎加算

加算	単位数
初回加算（Ⅰ）※退院日に訪問	350 単位／回
初回加算（Ⅱ）※退院日の翌日以降に訪問	300 単位／回
退院時共同指導加算	600 単位／回
長時間訪問看護加算	300 単位／回
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位／月
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位／月
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位／月
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574 単位／月
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	254 単位／回
※2 人の看護師等が同時に訪問	402 単位／回
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	201 単位／回
※看護師等と看護補助者が同時に訪問	317 単位／回
専門管理加算	250 単位／月
看護・介護職員連携強化加算	250 単位／月
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位／月
看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位／回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位／回
口腔連携強化加算	50 単位／回 (1 月に 1 回に限る)
ターミナルケア加算（要介護のみ）	2,500 単位／死亡月
遠隔死亡診断補助加算	150 単位／回
処遇改善加算 ※1 ヶ月の総単位数（基本報酬+その他の加算の合計）に対して乗じる	(加算率) 1.8%

《ご利用例》

<p>【看護師 30 分訪問を週 1 回利用の場合】</p> <p>(471 単位×4 回+574 単位) ×1.8% (処遇改善加算) ×10.42×1 割=2,607 円 (46 円)</p>
<p>【理学療法士 40 分訪問を週 1 回利用の場合】</p> <p>294 単位×2×4 回×1.8% (処遇改善加算) ×10.42×1 割=2,495 円 (44 円)</p>
<p>【看護師 30 分訪問を月 1 回、理学療法士 40 分訪問を週 1 回利用の場合】</p> <p>(294 単位×2×4 回+471 単位+574 単位) ×1.8% (処遇改善加算) ×10.42×1 割 =3,604 円 (64 円)</p>

(2) 医療保険

◎負担割合について

後期高齢者 (75歳以上)	一般・低所得者	1割 ※1
	一定以上所得者	2割 ※2
	現役並み所得者	3割 ※3
国民健康保険	高齢受給者 (70歳以上)	1割 (一部負担金などの軽減特例措置の対象者 2割)
		2割 ※2
3割 (現役並み所得者) ※3		
社会保険	一般 (70歳未満)	3割
		6歳未満は 2割

※1 世帯全員が住民税非課税かつ年収約 80 万円越えの方、又は年収約 80 万円以下の方

※2 住民税課税所得が 28 万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合 200 万円以上、複数世帯の場合合計 320 万円以上の方

※3 住民税課税所得額が 145 万円以上の方

◎利用者負担金

(基本療養費+管理療養費+加算) ×負担割合=負担額

《月の初日》

負担割合	基本療養費	管理療養費
	5,550 円	7,710 円
1割	555 円	771 円
2割	1,110 円	1,542 円
3割	1,665 円	2,313 円

《月の2日目以降1日につき》

負担割合	基本療養費	管理療養費
週3回目 まで		5,550 円
	1割	3,010 円 (20人未満)
	2割	301 円 (20人未満)
	3割	602 円 (20人未満)
週4回目 から		6,550 円
	1割	3,010 円 (20人未満)
	2割	301 円 (20人未満)
	3割	602 円 (20人未満)

※単一建物居住利用者が、20人以上～50人未満・50人以上の場合、月の訪問回数に応じて管理療養費が変更になります。

※同日に同一建物または、同一敷地内の建物に居住する複数の利用者に訪問看護を行った場合、基本療養費Ⅱを算定します。同日に3人以上訪問となる場合は、1月あたりの訪問日数や同一建物に居住する利用者の人数に応じて料金が異なります。(下記参照)

★管理療養費<月の2日目以降>

単一建物居住者の 人数	負担割合	月 15 日目まで	月 16 日目以降 24 日目まで	月 25 日目以降
20 人以上 50 人未満		2,510 円	2,310 円	2,210 円
	1 割	251 円	231 円	221 円
	2 割	502 円	462 円	442 円
	3 割	753 円	693 円	663 円
50 人以上		2,410 円	2,210 円	2,010 円
	1 割	241 円	221 円	201 円
	2 割	482 円	442 円	663 円
	3 割	723 円	663 円	603 円

◎加算

加算		利用者負担金			算定回数等
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
イ 24 時間対応体制加算	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	1 月あたり ※看護業務の負担軽減 を行っている場合
ロ 24 時間対応体制加算	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	1 月あたり
特別管理加算	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月あたり
特別管理加算 (重症)	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 月あたり ※厚生労働大臣が定め る状態等
ベースアップ評価料 (I)	1,050 円	105 円	210 円	315 円	1 月あたり
物価対応料 1 (イ)	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日あたり
物価対応料 1 (ロ)	20 円	2 円	4 円	6 円	1 日あたり (月の 2 日目以降)
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	210 円	420 円	630 円	1 回あたり
深夜訪問看護加算	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	1 回あたり
長時間訪問加算	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	1 日あたり
緊急訪問看護加算	2,650 円	265 円	530 円	795 円	1 日あたり (月 14 日目まで)
	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 日あたり (月 15 日目以降)

難病等複数回訪問加算		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	1 日 2 回訪問
		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1 日 3 回以上訪問
複数名訪問加算	看護師等 ※1	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	週 1 日
	准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	週 1 日
	その他職員 ※2	3,000 円	300 円	600 円	900 円	週 3 日
		3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 回/日
		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	2 回/日
		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3 回/日
乳幼児加算(6歳未満)		1,400 円	140 円	280 円	420 円	1 日あたり
乳幼児加算(6歳未満) ※厚生労働大臣が定める者		1,800 円	180 円	360 円	540 円	1 日あたり
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1 月あたり ※厚生労働大臣が定める 疾病等及び状態等の 者に限り 2 回まで
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 月あたり (退院日)
退院支援指導加算 ※長時間の訪問の場合		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	月 2 回まで
情報提供療養費 1~3		1,500 円	150 円	300 円	450 円	1 月あたり
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
専門管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円	
遠隔診療補助料		2,650 円	265 円	530 円	795 円	
ターミナルケア療養費 1		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
ターミナルケア療養費 2		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	亡くなった月に 1 回

※1 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

※2 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者

★同一建物内に訪問する場合

加算		利用者負担額				算定回数等	
		1割	2割	3割			
難病等複数回訪問加算	3人以上 9人以下	4,000円	400円	800円	1,200円	1日に2回の場合	
		7,200円	720円	1,440円	2,160円	1日3回以上訪問 (月20日目まで)	
		6,900円	690円	1,380円	2,070円	1日3回以上訪問 (月21日目以降)	
	10人以上 19人以下	3,700円	370円	740円	1,110円	1日に2回の場合	
		6,300円	630円	1,260円	1,890円	1日3回以上訪問 (月20日目まで)	
		5,200円	520円	1,040円	1,560円	1日3回以上訪問 (月21日目以降)	
訪問看護加算 夜間・早朝	3人以上 9人以下	2,100円	210円	420円	630円	月15日目まで	
		1,900円	190円	380円	570円	月16日目以降	
	10人以上 19人以下	1,800円	180円	360円	540円	月15日目まで	
		1,300円	130円	260円	390円	月16日目以降	
訪問看護加算 深夜	3人以上 9人以下	4,200円	420円	840円	1,260円	月15日目まで	
		4,000円	400円	800円	1,200円	月16日目以降	
	10人以上 19人以下	3,900円	390円	780円	1,170円	月15日目まで	
		2,300円	230円	460円	690円	月16日目以降	
複数名訪問加算	3人以上 9人以下	看護師等	4,000	400円	800円	1,200円	週1日
		准看護師	3,400円	340円	680円	1,020円	週1日
		その他 職員	2,700円	270円	540円	810円	週3日
			2,700円	270円	540円	810円	1回/日
			5,400円	540円	1,080円	1,620円	2回/日
	10人以上 19人以下	9,000円	900円	1,800円	1,620円	3回/日	
		看護師等	3,400円	340円	680円	1,020円	週1日
		准看護師	2,800円	280円	560円	840円	週1日
		その他 職員	2,100円	210円	420円	630円	週3日
			2,100円	210円	420円	630円	1回/日
3,800円	380円		760円	1,140円	2回/日		
5,500円	550円	1,100円	1,650円	3回/日			

※20人以上49人以下または50人以上の場合は、別料金となります。

(3) その他費用

死後の処置 (エンゼルケア) 14,000円

難病等複数回訪問加算（医療保険）

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、1日2回または3回以上訪問した場合に加算されます。

夜間・早朝訪問看護加算/深夜訪問看護加算（医療保険）

早朝・夜間・深夜の訪問看護（介護保険）

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）・深夜（午後10時～翌6時）で、利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合に1日1回ずつ加算されます。

介護保険は、緊急時訪問看護加算を算定している利用者への2回目以降の緊急訪問を早朝・夜間・深夜に行った場合に加算されます。

長時間訪問看護加算（医療保険・介護保険）

下記の訪問看護を行った場合、加算されます。

医療保険	介護保険
厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者（①15歳未満の超重傷児または準超重症児、②特掲診療料施設基準等別表第8に掲げる利用者、③特別訪問看護指示書を受けている利用者）に対して1回の訪問が90分を超えた場合に週1回加算 ※①、15歳未満の小児の②の方に限り週3回まで加算	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分以上の訪問看護を行った場合、1回の訪問看護につき1回加算

複数名訪問看護加算（医療保険）・複数名訪問加算（介護保険）

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者には訪問看護を行ったときに加算されます。

複数名訪問看護加算（医療保険）	複数名訪問加算（介護保険）
①特掲診療料施設基準等別表第7に掲げる疾病等の利用者 ②特掲診療料施設基準等別表第8に掲げる疾病等の利用者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ⑤利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ⑥その他利用者の状況等から判断して、上記①～⑤までのいずれかに準ずると認められる場合	①利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況等から判断して、上記②に準ずると認められる場合

退院時共同指導加算（医療保険・介護保険）

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院または退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

訪問看護ターミナルケア療養費（医療保険）・ターミナルケア加算（介護保険）

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日（回）以上、ターミナルケアを行った場合に加算されます。

（ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、本人の意思決定を基本に関係者と連携の上で対応します。

特別管理指導加算（医療保険）

退院後、特別な管理が必要な者（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して2回まで加算されます。

退院支援指導加算（医療保険）

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および診療により、退院当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

訪問看護情報提供療養費（医療保険）

利用者の居住する市町村・都道府県、指定特定相談支援事業者等、保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、月に1回加算されます。

訪問看護遠隔診療補助料（医療保険）

医師がオンライン診療（画面越しでの診察）を行う際、訪問看護師がご利用様のご自宅に同行し、診察の補助（医師への状況説明や機器の操作など）を行った場合に、訪問ごとに加算されます。

理学療法士、作業療法士、言語療法士による

訪問看護の同意

- 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問することに同意します。
-

説明・交付年月日： 令和 年 月 日

法人名 所在地 和歌山市有家377番地7号

法人名 株式会社 ASXEED

代表者名 代表取締役 林 佳亮 (印)

事業者 所在地 和歌山市有家377番地7号

事業所名 訪問看護ステーションNICO

管理者名 管理者 林 佳亮 (印)

説明者 職 名

氏 名 _____ (印)

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 令和 年 月 日

利用者本人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続柄：)

電話番号 _____